

## 左官を考える会 | 規約

## 新旧対照表

旧	新
<p><b>第 4 条(会員)</b> 本会の会員になれる者は、会の目的に賛同し、活動できる次の者とする。</p> <p>(1) 左官業を生業としている個人（正会員） (2) <u>建材店・設計事務所・工務店</u>（準会員） (3) <u>メーカー・商社・各種団体</u>（賛助会員）</p> <p>第 9 条（総会・役員会） (1)本会は、年 1 回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。<u>総会は会員の過半数の出席を必要とする。議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。</u> ①事業報告・計画 ②予算・決算 ③規約改正 ④その他の必要事項</p> <p><b>第 10 条（運営委員会）</b> <u>役員および会計監査のほかに、各都道府県に 1 名ないし 2 名の運営委員（班長）を選出し、活動への積極的な参加と啓発に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 11 条（会計年度・会計報告）</b> 本会の会計年度は、<u>毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、会計報告は、毎年 5 月に行う。</u></p> <p>第 13 条（雑則） この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会または<u>運営委員会</u>で協議し決定する。</p>	<p>(2) 準会員   設計事務所・工務店 (3) 賛助会員   <b>建材店</b>・メーカー・商社・各種団体</p> <p>(1)<del>総会は会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。</del> <b>ただし、欠席者は委任するものとする。</b></p> <p><b>削除</b></p> <p>本会の会計年度は、<b>毎年 8 月 1 日より翌年 7 月 31 日までとし、会計報告は、毎年 8 月</b>に行う。</p> <p><b>下線部を削除</b></p>